

企画趣旨

横溝 大

デジタルプラットフォームの多様なビジネスモデルが及ぼす社会的・経済的影响への対応として、各國はデジタルプラットフォームに対する規制を強めている。我が国でも、特定デジタルプラットフォーム提供者に情報開示・報告義務を課す、2021年2月1日に施行された特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（デジタルプラットフォーム取引透明化法）を始め、競争法、租税法、個人情報保護法等の関連分野でその適用に関する検討が進んでいる。

デジタルプラットフォームに関するこれらの規制は、外国での事実・行為をも対象にその適用がなされることが想定されているが（所謂域外適用）、国際法上の立法（規律）管轄権との関係で、如何なる人的・事項的範囲でその適用が認められるのか（外在的制約）、また、国内法上、個別法規の趣旨・目的から如何なる範囲でその適用がなされるべきなのか（内在的制約）が、夫々明らかにされなければならない。その上、各國は自国規制を広範に適用する傾向にあり、その結果、文書提出命令と海外へのデータ移転の禁止の要請等、各國規制の抵触が生じる可能性が益々高まっている。そこで、これらの抵触を調整する原理や手法が検討されなければならない。

また、執行面においても、外国領域内に立ち入ることなく、当該領域内に所在するサーバ内に保存されているデータにアクセスし得ることが技術的に可能となっているが（越境リモートアクセス）、

そのような行為やその他の様々な検査方法が国際法上の執行管轄権との関係でどのように評価されるのかも、現時点では明らかではない。

そこで、本特集では、デジタルプラットフォームの越境性に対応すべく、抵触法（広義の国際私法）、行政法、競争法、租税法、国際法、刑訴法の観点から国家管轄権上の問題を検討することとした¹⁾。本特集において扱われる管轄権は2つに分かれる。

第一に、立法管轄権についてである。インターネットの文脈への対応という観点から提唱される、立法管轄権についての近時の議論を叩き台として、規制間抵触の調整に関する抵触法的観点の有用性を模索した上で（加藤紫帆論文）、抵触法（横溝大論文）、行政法（原田大樹論文）、競争法（川島富士雄論文）、租税法（渕圭吾論文）の夫々の観点から、関連する規制の国際的適用範囲の確定と規制間抵触の調整について、個人データ保護規制や海外OTA（Online Travel Agency）に関する規制等の具体的規制を題材としながら検討を行う。

より具体的には、加藤論文は、インターネットの文脈への対応という観点から国際法と抵触法に共通する立法管轄権の新たな枠組を提唱する、近時のDan J. B. Svantessonの見解を出発点として、管轄権理論に抵触法上の議論が齎し得る示唆について考察する。また、横溝論文は、デジタルプラットフォームにおいてとりわけ問題となる個人データ保護に関する規制を題材に、各國規制の抵触

1) 尚、本特集は、デジタルプラットフォームの越境性が齎す法的問題群のうち、規制的側面を扱うものである。国境を越えた私人間法律関係に関する規律及び紛争解決、執行に関する国家間協力・デジタルプラットフォームとの協力、グローバル・ガバナンスの観点からの検討といった、他の側面を含んだ研究の全体像については、横溝大「抵触法の観点からのデジタルプラットフォーム研究——その課題と学際的研究の必要性について」法律時報93巻12号（2021年）88頁参照。